

各支給認定保護者の皆様

新潟認定こども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。
（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

新潟認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和5年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	213,220	213,220	195,530
5月	213,220	213,220	195,530
6月	213,220	213,220	195,530
7月	215,250	215,250	197,560
8月	215,250	215,250	197,560
9月	266,120	213,220	195,530
10月	265,160	212,260	194,570
11月	265,160	212,260	194,570
12月	265,160	212,260	194,570
1月	265,160	212,260	194,570
2月	265,160	212,260	194,570
3月	273,780	220,880	203,190

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	209,630	204,250	123,860	118,480	75,570	70,380	58,490	53,300
5月	209,630	204,250	123,860	118,480	75,570	70,380	58,490	53,300
6月	209,670	204,290	123,900	118,520	75,610	70,420	58,530	53,340
7月	209,700	204,320	123,930	118,550	75,640	70,450	58,560	53,370
8月	209,700	204,320	123,930	118,550	75,640	70,450	58,560	53,370
9月	209,670	204,290	123,900	118,520	75,610	70,420	58,530	53,340
10月	209,860	204,480	124,090	118,710	75,800	70,610	58,720	53,530
11月	209,860	204,480	124,090	118,710	75,800	70,610	58,720	53,530
12月	209,890	204,510	124,120	118,740	75,830	70,640	58,750	53,560
1月	209,990	204,610	124,220	118,840	75,930	70,740	58,850	53,660
2月	209,990	204,610	124,220	118,840	75,930	70,740	58,850	53,660
3月	225,580	220,200	139,810	134,430	91,520	86,330	74,440	69,250

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途235×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,700を追加。